

くろまぐろ型の数量管理に関する鳥取県計画（試行）

平成28年7月1日 公表

第1 太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県において太平洋くろまぐろは、曳き縄漁業や定置網漁業を中心に漁獲されるが、資源状況がこれまでの最低水準付近になっていることから、同資源の保存及び管理を通じて安定的で持続的な利用を図るために、国の基本計画により決定された漁獲可能量の本県の数量について本県の漁業実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 2 漁獲可能量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、同資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- 3 また、漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、太平洋くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県水産試験場を中心とし、国又は関係都道府県と連携の下、資源調査体制の充実を強化を図ることとする。
- 4 太平洋くろまぐろの適切な保存及び管理を図るため、漁業者間の自主的取り決めを後押しし、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

第2 太平洋くろまぐろの漁獲可能量について鳥取県に定められた数量に関する事項及び第3 太平洋くろまぐろの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

- 1 太平洋くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下、「小型魚」という。）について、ブロック別の漁獲上限は次表のとおりである。

	平成28年の知事管理量	管理の対象となる期間	構成都道府県名
日本海西部ブロック	2.7トン	(第2管理期間)	(グループ) 鳥取県及び兵庫県
定置網の共同管理分	482.1トン		北海道、青森県（太平洋北部）、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、佐賀県、宮崎県及び鹿児島県

2 太平洋くろまぐろ30キログラム以上の大型魚

国の基本計画第5の1の(2)に定めるように、我が国全体の漁獲量が4,882トンを超えないよう管理する。

第4 太平洋くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

本県では、水産庁提示ルール、日本海西部ブロックの管理規程及び定置網の共同管理に係る基本的枠組みに基づき管理を実施することとし、第2及び第3の1に示した知事管理数量を遵守するため、以下の保存管理措置を講ずるものとする。

- 1 第2及び第3の1に示した小型魚の知事管理量のうち本県の漁獲上限の目安は次の表のとおりとする。

本県の漁獲上限の目安	日本海西部ブロック管理分	0.8トン
	定置網の共同管理分	0.9トン

2 定置網以外の漁業（主に曳き縄漁業）

(1) 1の本県の漁獲上限の目安の7割到達時

- ・ 操業時間短縮又は操業回数（日数）抑制の実施に努める。
- ・ 2キログラム未満の個体の放流に取り組む。

(2) 1の本県の漁獲上限の目安の8割到達時

- ・ 操業時間短縮又は操業回数（日数）抑制の実施に取り組む。
- ・ 30キログラム未満の個体の放流に取り組む。

(3) 1の本県の漁獲上限の目安の9割到達時

- ・ 目的操業の自粛実施に努める。
- ・ 操業時間短縮又は操業回数（日数）抑制の実施に取り組む。
- ・ 30キログラム未満の個体の放流に取り組む。

(4) 1の本県の漁獲上限の目安の9割5分到達時

- ・ 目的操業の自粛を実施する。
- ・ 30キログラム未満の個体を放流する（なお、目的操業は自粛するため、混獲の場合とする）。

3 定置網漁業

(1) 通常時

- ・ 30キログラム未満の生きている個体の放流に努める。

(2) 本県の漁獲上限の目安の7割到達時

- ・ 30キログラム未満の生きている個体の放流に取り組む。

(3) 本県の漁獲上限の目安の8割到達時

- ・ 30キログラム未満の生きている個体の放流に取り組む。

(4) 本県の漁獲上限の目安の9割到達時

- ・ 30キログラム未満の生きている個体の放流に取り組む。

(5) 本県の漁獲上限の目安の9割5分到達時

・30キログラム未満の生きている個体の放流に取り組む。

※(1)～(5)に関わらず、盛漁期(1～3月)のうち2か月間交代で網上げし、休漁に努める。

- 4 水産庁提示ルール(平成28年1月4日付け27水管第1915号水産庁資源管理部長通知)に基づき漁獲量を報告するため、関係漁協に対し、所属組合員の漁獲量を取りまとめて県へ報告するよう周知徹底する。
第2及び第3に示した知事管理数量又は漁獲上限の目安の消化状況に応じて、水産庁提示ルールにより、(水産庁からの技術的な助言を必要に応じて得ながら)一定割合に達した時点で警報等(7割で注意報、8割で警報、9割で特別警報)を発出し、9割5分に達した際は操業自粛を要請する。
- 5 また、定置網の共同管理については、その取り決めに従って警報等や操業自粛要請を行う。
- 6 遊漁者及び遊漁船業者に対して、以下の取組を行う。
 - ① 漁業者の取組について周知を図る。
 - ② 漁業者に対して警報等を発出した場合には、速やかに情報提供を行い、漁業者の取組に歩調を合わせた対応を要請する。
 - ③ 漁業者に対して操業自粛要請を発出した場合には、遊漁に対しても操業自粛要請を発出する。

第5 その他太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

- 1 県は、水産庁提示ルール、日本海西ブロックの管理規程及び定置網の共同管理に係る基本的枠組みに基づき、漁獲が積み上がった場合には、次のとおりの頻度で報告を求め、漁獲状況を把握することとする。
 - (1) 定置網以外は、10日ごとの報告を基本とする。
 - (2) 定置網で漁獲があった場合は直ちに報告することとする。
- 2 上記1に基づく報告を求めた場合には、速やかに、集計値を漁協等県内関係者へフィードバックするとともに、ブロックを構成する(共同で管理する)各都道府県に通知する。

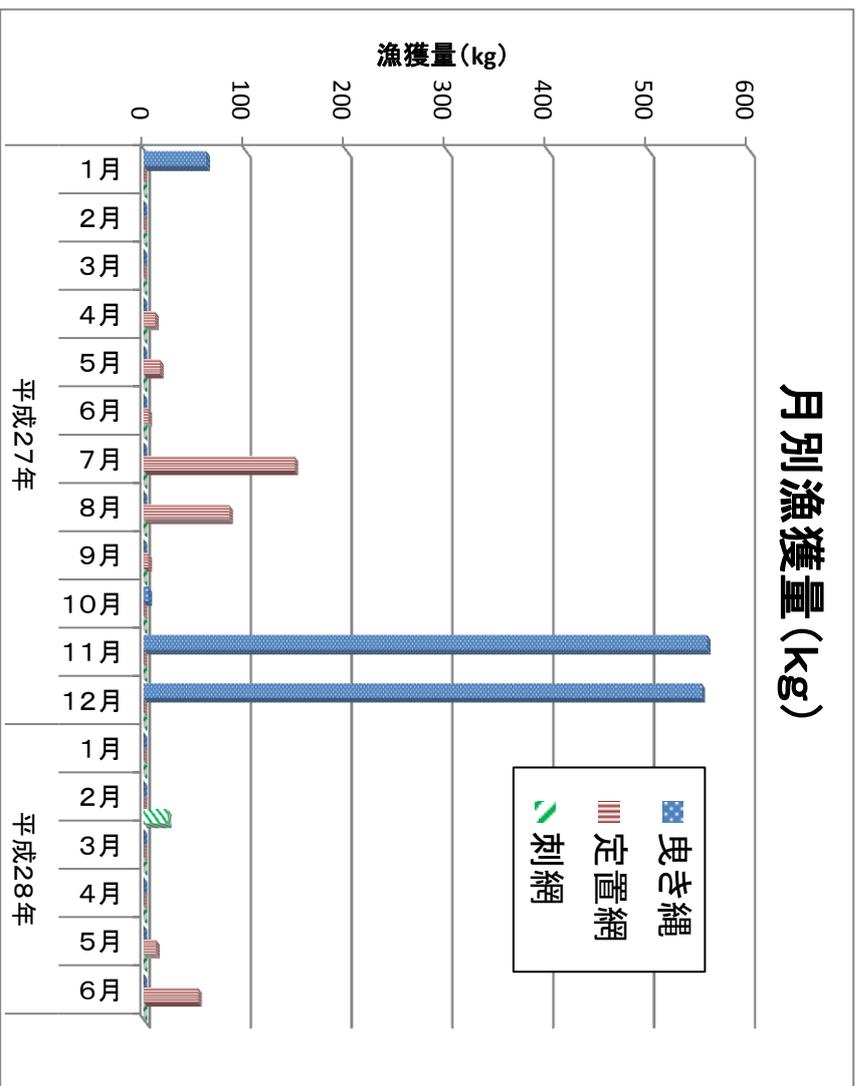
第1管理期間鳥取県沿岸クロマグロ漁獲量(30kg未満の小型魚)

単位:kg

年	平成27年												平成28年						
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	計
曳き縄	63	0	0	0	0	0	0	0	0	5	559	554	0	0	0	0	0	0	1,180
定置網	0	0	0	0	0	0	12	17	5	150	85	0	0	0	0	0	13	54	340
刺網	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24
計	63	0	0	0	0	0	12	17	5	150	85	5	5	559	554	0	24	0	1,520

漁獲枠 2,100

月別漁獲量(kg)



漁法別漁獲量(kg)

